平成２３年（フ）第１４４２号
埼玉県川口市金山町13番17―306号　フローレンス片桐
債務者　清水　竜也
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６９号
さいたま市浦和区常盤２丁目６番５―302号
債務者　加藤加津子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１０号
埼玉県新座市栗原１丁目13番24号　エクセルハイツ102号室
債務者　小堀　尚二
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１７号
さいたま市見沼区春岡３丁目６番地４、住民票上の住所埼玉県上尾市大字瓦葺1393番地１グリーンヒル103
債務者　谷川　由美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
埼玉県草加市谷塚２丁目16番１―205号
債務者　柿沼みつる
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
埼玉県草加市谷塚２丁目16番１―205号
債務者　柿沼　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１番地４―１―304号
債務者　比護悠紀子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
埼玉県草加市新里町680番地１　トミタハイツ202、住民票上の住所埼玉県春日部市備後西３丁目10番14号
債務者　杉田　奈美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
埼玉県越谷市東大沢４丁目12番地７　ジュネスメゾンドール203
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
埼玉県越谷市大字増森254番地10
債務者　長谷川麻衣子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
埼玉県越谷市大字大杉698番地５
債務者　加藤由美子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
埼玉県比企郡川島町大字中山1196番地27
債務者　百成百合子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６２号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目３番26号　アクティ上福岡１号棟404号室
債務者　和根崎紀子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１２号
山口県宇部市鵜の島町６番10―405号
債務者　河野　勇治
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５４５４号
大阪府交野市向井田１丁目16番１号
債務者　藤原商店こと　藤原　　元
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３０号
大阪府豊中市小曽根４丁目６番１―602号
債務者　樋口由香里（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９６号
大阪府門真市江端町14番12号
債務者　福里　光二
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５０号
大阪市東淀川区下新庄５丁目２番45号
債務者　横山　政之
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで大阪地方裁判所第６民事部